

## 【 会 費 規 定 】

**第1条** CF工法協会(以下「本会」という)規約第7条に定める会員の入会金・会費及びその取り扱いについては、この規定を適用する。

**第2条** 入会金及び会費は以下の種別とする。

(1) 正会員入会金及び会費

**第3条** 正会員の入会金及び会費は、次に定めるところによる。

(1) 正会員 入会金 ¥30,000円  
年会費 ¥36,000円

(2) 地震・津波などの自然災害、及びその他災害による被災者で、著しく会費の支払いが困難と認められる者は運営委員会の承認を得て会費の免除を行う事ができる。

**第4条** ①会費は原則として1年度分を一括して納入するものとし、その期限は 3月31日とする。年度途中で入会した者の当該年度の会費は、入会した月からその年の 12月までの残月数に 3,000円を乗じた金額を年会費とする。②本会会長は、会員の入会金及び年会費について、必要と判断した場合には、納入の猶予または減免することが出来る。

**第5条** 正会員が年度途中で退会したときであっても、入会金及び年会費の返還請求は出来ないものとする。

**第6条** 入会金及び会費の納入は、本会が指定する金融機関に会員が振込んで支払うこととし、振込手数料は振込人の負担とする。

なお、振込まれた入会金及び会費については、領収書の発行は行わないものとする。

**第7条** 入会金及び会費の金額は、総会の議決により変更できるものとする。